

伊 勢 市 公 報

第 224 号
平成 27 年 3 月 5 日
木 曜 日

目 次

	頁
教育委員会規則	
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 伊勢市議会定例会の招集について	4
○ 道路の供用開始について	5
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	6
公 告	
○ パブリックコメントの結果公表について	7
○ パブリックコメントの実施について	8
○ 犬の抑留について	11
○ パブリックコメントの結果公表について	12
○ パブリックコメントの結果公表について	13

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 24 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠 中 節 夫

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教頭」の次に「、主幹教諭、指導教諭」を加える。

第22条中第13項を第15項とし、第1項から第12項までを2項ずつ繰り下げ、同条に第1項及び第2項として、次の2項を加える。

主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

2 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第24条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第4項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、教務主任を置かないことができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 14 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 27 年 2 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 27 年 2 月 23 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 15 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 2 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
中島京町線	宮川 2 丁目 22 番 2 地先から 宮川 2 丁目 21 番 5 地先まで	平成 27 年 2 月 26 日

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成27年2月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
341	株式会社 坂口設備	度会郡玉城町下田 辺1075番地	平成27年2月10日

伊勢市公告第 12 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市第 7 次老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 27 年 2 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市第 7 次老人福祉計画・第 6 期介護保険事業計画（案）
- 2 案の公告日
平成 26 年 12 月 9 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部介護保険課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第13号

伊勢市個人情報保護条例を一部改正したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市個人情報保護条例の一部改正（案）を公表します。

なお、伊勢市個人情報保護条例の一部改正（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成27年2月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市個人情報保護条例の一部改正（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市総務部総務課
- (2) 二見総合支所地域振興課
- (3) 小俣総合支所地域振興課
- (4) 御園総合支所地域振興課
- (5) 神社支所
- (5) 大湊支所
- (7) 宮本支所
- (8) 浜郷支所
- (9) 豊浜支所

- (10) 北浜支所
- (11) 城田支所
- (12) 四郷支所
- (13) 沼木支所
- (14) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (15) 伊勢市立伊勢図書館
- (16) 伊勢市立小俣図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター
- (19) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成27年 2 月20日（金）

至 平成27年 3 月19日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市個人情報保護条例の一部改正（案）」に対する意見として伊勢市総務部総務課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

〔提出先〕

伊勢市総務部総務課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 総務課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール soumu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成27年3月19日（木）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市総務部総務課 電話 0596-21-5521

伊勢市公告第 14 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 2 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町元町	雑種	白	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 2 月 19 日

3 抑留期限 平成 27 年 2 月 26 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 15 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市障害者計画・第 4 期障害福祉計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 27 年 2 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市障害者計画・第 4 期障害福祉計画（案）
- 2 案の公告日
平成 26 年 12 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 16 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市環境基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 27 年 2 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 2 期伊勢市環境基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成 26 年 12 月 8 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。